

改正

平成17年10月 3 日教委規則第10号

平成18年 3 月30日教委規則第 9 号

平成23年 3 月31日教委規則第 3 号

平成28年 2 月23日教委規則第 3 号

令和元年 8 月22日教委規則第 3 号

伊賀市教育研究センター設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀市教育研究センター設置条例（平成16年伊賀市条例第244号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 伊賀市教育研究センター（以下「教育研究センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育研究センター所長（以下「所長」という。）が特に必要があると認めるときは、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得てこれを変更し、また臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第 3 条 教育研究センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(職及び職務)

第 4 条 所長は、上司の命を受け、次の事項を統括し、所属職員を指揮監督する。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 職員の服務及び研修に関すること。
- (3) 施設設備の保全に関すること。
- (4) 教育研究センターの計画及び運営に関すること。
- (5) 予算、決算及び物品に関すること。

- (6) 教育に係る調査及び研究に関すること。
- (7) 教育の関係者の研修に関すること。
- (8) 幼児児童生徒及び保護者等の教育相談に関すること。
- (9) 不登校児童生徒支援に関すること。
- (10) その他教育関係団体事務局との調整

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて次の表の左欄に掲げる職を置き、所長の命を受けて、主として同表の右欄の職務を行う。

職	職務
事務職員	事務一般及び管理
教育研究員	教育に関する専門的技術的事項の調査及び研究並びに研修の実施業務
教育相談員	教育相談業務
教育指導員	不登校等の児童生徒、保護者及び学校への支援業務

(研究等の委嘱)

第5条 教育研究センターは、学校その他の教育機関等及びその職員に対し、教育に関する調査及び研究を委嘱することができる。

(使用の申請・許可)

第6条 教育研究センターの施設及び設備を使用しようとする者は、条例第5条の規定により伊賀市教育研究センター使用許可申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用を許可するときは伊賀市教育研究センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(使用の制限)

第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、教育研究センターの使用を制限することができる。

- (1) 公教育の推進を妨げるおそれがあると認めるとき。
- (2) 教育研究センターの事業の遂行に支障があると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用)

第8条 教育研究センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は係員に使用許可書を提示するものとし、使用後において施設及び備品等の損傷、汚損等の有無を点検しなければならない。

（使用料等の減免）

第9条 条例第8条の規定により、教育研究センターの使用料及び冷暖房使用料等（以下この条において「使用料等」という。）の減額又は免除を受けようとする者は、伊賀市教育研究センター使用料等減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用料等を減額することができる額は、次のとおりとする。

- （1）市又は公共団体が使用するとき。 全額
- （2）教育団体等が学校教育又は社会教育のために使用するとき。 全額
- （3）その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。 教育委員会が定める額

（使用料の還付）

第10条 条例第9条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、伊賀市教育研究センター使用料還付請求書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の請求を承認したときは、既納の使用料から次に定める額を還付する。

- （1）非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。 全額
- （2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が還付することに相当の理由があると認めたとき。

教育委員会が定める額

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）火気使用後については、充分点検し、安全を確認すること。
- （2）冷暖房器具の使用に当たっては、係員の指示に従うこと。
- （3）くぎづけ、はり紙等施設を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- （4）飲酒行為をしないこと。
- （5）他人に迷惑となる行為をしないこと。
- （6）使用した設備及び備品類は、現状に回復して整理すること。
- （7）その他係員の指示に従うこと。

（運営委員会）

第12条 教育研究センターには、その運営を適正かつ円滑に行うため、委員会の諮問機関として、

伊賀市教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

- 2 運営委員会は、教育研究センターの運営に関する重要な事項を審議する。
- 3 前項の審議を行うため、運営委員会は、必要な調査研究を行うことができる。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、教育研究センターの管理・運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年10月3日教委規則第10号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日教委規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月23日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市教育研究センター設置条例施行規則の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年8月22日教委規則第3号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。